#### 顔画像の商業利用、手探り 個人特定せず客の動線分析 売り場改善に引き合い強く/客の感情に配慮不可欠

#### 日本経済新聞 朝刊

2018年2月26日 2:30 [有料会員限定]

店舗などに設置したカメラで撮影した顧客の画像を人工知能(AI)で識別し、データをマーケティングに活用しようという動きが広がりつつある。企業には生産性の改善や新たな商機につながる期待がある半面、撮影される側の感情への配慮は不可欠。企業の対応もルールづくりも手探りだ。

#### (児玉小百合)

東京都港区の六本木交差点近く。4地点に設置したカメラが通行人の顔を含む全身画像を撮影している。 人数や移動方向のほか自動で推定した性別や10歳刻みの年齢を24時間記録する。これは六本木商店街振興 組合とNECが2017年10月から1年強の予定で進める実証実験。データは集客やまちづくりに生かす。

撮影した画像から通行人の性別や年齢を推定。画像データはすぐ破棄して統計データのみを残し、個人を特定できるデータは保存しない。路上にはカメラが作動中であることや実験の概要を掲示し、問い合わせ窓口も設置している。

カメラやAIの性能が進化し、技術的に可能なことの水準は上がっている。 半面、個人の顔を撮影して分析に活用するには慎重な対応が必要だ。過去 には、人の流れを把握して災害対策に生かす目的でも、公共空間に置いた カメラの画像利用に一般市民から批判が集中して中止に追い込まれた事例 も相次いだ。

#### あらかじめ掲示

顔画像を録画して分析に使う際には、17年5月に施行された改正個人情報 保護法などの規定に従う必要がある。顔画像の録画は個人情報の取得に当 たる。撮影や録画をする際、企業はあらかじめ掲示などで個人情報の利用 目的を通知・公表しておかねばならない。



NECと六本木商店街振興組合の実証 実験では実験内容を路上などで告 知(東京都港区)

カメラ画像利用に特化した指針として、経済産業省などの官民が17年1月 にまとめた「利活用ガイドブック」もある。強制力のない自主ルールながら、事前の告知やデータの取 得、管理など各段階で対応すべき項目を整理して対応方法を例示。個人情報保護法で守るべき範囲に加 え、プライバシー保護の観点から企業が配慮すべき点について示している。

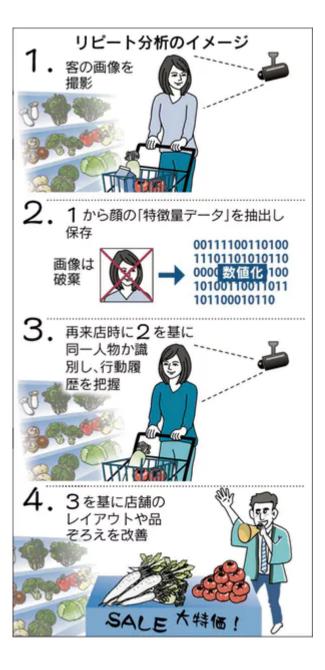
現在の指針が想定するのは顔画像などの個人情報を取得しないか、取得しても蓄積しないケースだが、最 近では新たなマーケティング手法の需要が高まりつつある。その一つが、繰り返し来店する客の行動を分 析する「リピート分析」だ。

リピート分析では同一人物の来店頻度や動線を把握し、店内レイアウトや 品ぞろえの改善などに役立てる。個人の顔画像は破棄するが、同一人物か を判断するため、目や鼻、口の位置関係などの特徴を数値化した「特徴量 データ」と呼ばれるデータを一定期間蓄積。そのデータに一致する客が再 び来店した際に同一人物と識別し、行動履歴を把握して分析に使う。

改正個人情報保護法では、特徴量データも個人識別符号として個人情報に 当たることになった。個人情報を蓄積することになるため、より慎重な対 応が必要になる。

カメラ画像の解析システムを手掛けるABEJA(東京・港)の岡田陽介社長は「より精緻な分析で生産性を改善したいという小売業の引き合いが本格化している」と話す。リピート分析の需要増を受けて官民による利活用ガイドブックも近く改定され、同分析が対象例に加わる。開示請求や削除請求への対応が加わるなど、従来よりも手厚い対応を企業に求める。

#### 客の反発を警戒



とはいえ、課題はなお多い。岡田社長は「リピート客をポイントカード情報などにひも付けして個人を特定し『VIP対応』などに使いたいというニーズも強い」と話すが、今回の改定では特定の個人を識別するケースは対象外。個人情報を利用されることに本人が利点を感じるようにする仕組みづくりも重要で、引き続き検討が必要だ。

データに変換されるとはいえ、顔画像が利用されることに客側の抵抗感も予想され、事業者側も反発リスクを恐れる傾向が強い。感情への配慮は欠かせない。東京・六本木で実証実験を進めるNECの若目田光生・データ流通戦略室長は「一概にこうすればよいという対応はない。周知期間や手法などはプロジェクトごとに最適になるよう検討している」と話す。

板倉陽一郎弁護士は「2~3年たてば標準的な対応が見えてくるのではないか」とみる一方、現時点では「各企業が自社の分析の範囲や条件、手法などに応じ、消費者が理解できる通知の仕方を自ら検討していくべきだ」と指摘する。



[3

### 顔画像の商業利用 手探り

待がある半面、撮影される側の感情への配ってングに活用しようという動きが広がりつったがある。 に舗などに設置したカメラで撮影した頭

で進める で窓口も 概要を掲 野中であ みを残 を推定。 から通行 生かす。 平10月か 組合と N じきるデ /破棄し れは六 報保護法などの規定に従 事例も相次いだ。 に施行された改正個人情 に使う際には、17年5月 あらかじめ掲示 顔画像を録画して分析

当たる。 用目的を通知・公表して 掲示などで個人情報の利 る際、企業はあらかじめ 録画は個人情報の取得に う必要がある。顔画像の かねばならない カメラ画像利用に特化 撮影や録画をす

配慮は不可欠。 つつある。企業には生産性の改善や新たな商機につながる期 際客の画像を人工知能(AI)で識別し、 握して災害対策に生かす過去には、人の流れを把 は慎重な対応が必要だ。 目的でも、 影して分析に活用するに して中止に追い込まれた 般市民から批判が集中 たカメラの画像利用に 企業の対応もルー 公共空間に置 個人の顔を撮 ルづくりも手探りだ。 場改善引き合い強 データをマーケテ (児玉小百合) 客の感情に配慮 不可欠

> が配慮すべき点について のは顔画像などの個人情 亦している。 現在の指針が想定する

報を取得しないか、

平齢を24

をした性 修動方向 を撮影し 行人の顔 点に設置

が高まりつつある。その る客の行動を分析する しても蓄積しないケース へ物の来店頻度や動線を つが、 リピー ケティング手法の需要 最近では新たなマ ト分析」だ。 繰り返し来店す ト分析では同一 Α

という小売業の引き合い テムを手掛けるABEJ 析で生産性を改善したい 介社長は「より精緻な分

き範囲に加え、 個人情報保護法で守るべ 理して対応方法を例示。 階で対応すべき項目を整 夕の取得、管理など各段 制力のない自主ルールな 月にまとめた「利活用ガ イドブック」もある。 シー保護の観点から企業 事前の告知やデー プライバ 強 役立てる。 物と識別し、 把握して分析に使う。 は破棄するが、 行動履歴を

取得 対応が必要になる。 識別符号として個人情報 になるため、より慎重な 個人情報を蓄積すること に当たることになった。 は、特徴量データも個人 改正個人情報保護法で カメラ画像の解析シス

(東京・港)の岡田陽

量データ」と呼ばれるデ 特徴を数値化した「特徴 再び来店した際に同 のデータに一致する客が かを判断するため、目や や品ぞろえの改善などに 夕を一定期間蓄積。そ 口の位置関係などの 個人の顔画像 同一人物 す。リピート分折の需要が本格化している」と話 るなど、従来よりも手厚 削除請求への対応が加わ 例に加わる。 改定され、 活用ガイドブックも近く 増を受けて官民による利 い対応を企業に求める。 同分析が対象 開示請求や - 分析の需要

も予想され、

反発リスクを恐

れることに客側

いえ、

夕に変換

がら、

# 客の反発を警戒

は対象外。 うニーズも強い」と話す 組みづくりも重要で、 応』などに使いたいとい 多 き続き検討が必要だ。 点を感じるようにする仕 用されることに本人が利 個人を特定し『VIP対 情報などにひも付けして の個人を識別するケース とはいえ、課題はなお い。岡田社長は「リピ ト客をポイントカー 今回の改定では特定 個人情報を利

対応はない。周 対応はない。 夕流通戦略室長 現時点では「各 討している」と を自ら検討して 手法などに応じ はないか」とみ にこうすればよ 木で実証実験を が強い。感情へ が理解できる通 社の分析の範囲 な対応が見えて 欠かせない。 「2~3年たて 板倉陽一郎 東

## かってい 業省などの官民が17年1 せ ず 客 の動線分析

に可能な

#### リピート分析のイメージ 客の画像を から顔の「特徴量データ」を抽出し 保存 00111100110100 11101101010110 画像は 破棄 0000 数值化 100 10100110011011 101100010110 再来店時に2を基に 同一人物か識 別し、行動履 W W 3を基に店舗の レイアウトや品 ぞろえを改善 SALE